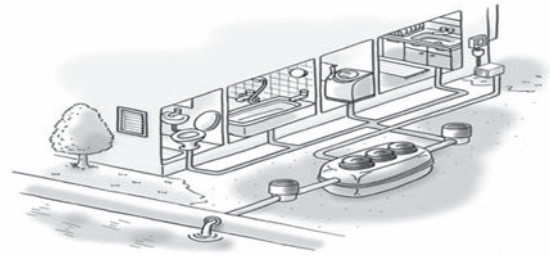


めています ために！



2. 浄化槽設置工事にかかる使用者負担金（分担金）

設置した浄化槽の大きさによって、工事費の約8%程度が使用者の負担金となります。人槽別の概算工事費と使用者負担金は、次のとおりです。

【人槽別の概算工事費と使用者負担金】

| 浄化槽の大きさ | 概算工事費 | 使用者負担金 |
|---------|------------|----------|
| 5人槽 | 1,700,000円 | 129,100円 |
| 7人槽 | 1,900,000円 | 150,200円 |
| 10人槽 | 2,300,000円 | 189,750円 |

●浄化槽の使用料

浄化槽の年間の維持管理費は、浄化槽の大きさによって異なりますが、町はその3分の2を負担します。使用者の負担は3分の1となり、使用料として分割納付をしていただきます。

| 浄化槽の大きさ | 維持管理費 | 町負担金 (3分の2) | 使用者負担金 (3分の1) |
|---------|---------|----------------|------------------|
| 5人槽 | 61,000円 | 40,600円 | 20,400円 |
| 7人槽 | 71,000円 | 47,000円 | 24,000円 |
| 10人槽 | 88,000円 | 58,000円 | 30,000円 |

※維持管理費は、法定検査料、保守点検料、清掃・汚泥汲取料です。
初年度の維持管理費は、上記金額に法定検査料5,000円が加算されます

●使用者の年度別概算経費の内訳

使用者が年度別にかかる概算経費をまとめると次のとおりです。

| 年 度 | 水洗化改造工事費 | 浄化槽設置工事費 | 維持管理費分 |
|-------|----------|----------|--------------------------|
| 1年目 | 200,000円 | 129,100円 | 使用開始の翌月から 毎月約1,900円 |
| 2年目から | — | — | 毎年20,400円 (月額約1,700円) |

※水洗化改造工事費は改造の方法によって異なりますが、標準的な改造工事費60万円に対する使用者の負担です。
浄化槽設置工事費と維持管理費分は、5人槽の場合です。

●その他各世帯で負担いただくもの

- ◆浄化槽にかかる電気料と水道料は、各世帯で負担していただきます。
(電気料は1世帯年間で5～6千円、水道料は1人年間3千円くらいになります。)
- ◆適切でない使用により浄化槽が故障した場合には、各世帯の負担となります。
- ◆使用者の都合で浄化槽を撤去・移設する場合も各世帯で負担することになります。
- ◆数年から十数年に1回ブローアの交換が必要となり、各世帯の負担となります。

●水洗化改造工事費などに必要な資金の融資あっせん和利子補給

水洗化にかかる改造工事費などに対し120万円を限度として、金融機関に融資のあっせんをして、貸し付けを受けることができる制度を設けており、利子の全額を町が負担します。

●すでに個人が設置している浄化槽の維持管理

町が示す基準を満たしている浄化槽は、町に無償譲渡していただいた場合は、町が維持管理を行います。この場合の使用者使用料も、年間維持管理費の3分の1となります。なお、トイレの汚水のみ処理する単独処理浄化槽は対象となりません。

●単独処理浄化槽の撤去費補助金

単独処理浄化槽から浄化槽（合併処理）へ転換する際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用に対して、9万円を限度として補助を行います。

《お問い合わせ・申し込み先》

住民生活課住民グループ ☎47-4681

☆お早めの申し込みをお待ちしております☆